

～法人運営に関する注意点～

2021.11.4

実地指導に行く中で、法人運営に関する部分で共通してみられる注意点がいくつかありましたので、紹介します。法人運営の参考にさせていただければと思います。

～理事長及び業務執行理事の職務執行報告について～

① 報告の間隔について

理事長及び業務執行理事の職務報告は、3か月に1回以上（定款の規定により毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上）報告することとなっています。職務報告の間隔がかなりあいている場合や、報告を忘れていた事例がいくつかありました。忘れずに行うようお願いいたします。

② 開催について

理事長及び業務執行理事の職務報告は、理事長等の業務執行状況を確認する極めて重要なものであり、理事会が理事の職務の執行の監督を果たすために対面（テレビ会議等含む）での報告が必要となります。

決議の省略により行われた理事会での報告はできませんので、ご注意ください。

～一定時評議員会を決議の省略で行う場合の「事業報告」について～

事業報告については、社会福祉法第45条の30第3項により、定時評議員会への報告が義務付けられています。よって、評議員会を開催せず「決議の省略」で行う場合には、事業報告について、社会福祉法第45条の9第10項により、評議員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示が必要となります。

報告の省略の流れについては、以下のとおりになります。



①評議員に事業報告の内容を通知する



②評議員会で、事業報告を省略すること
についての同意書を受け取る



③評議員会で事業報告を省略したことの
議事録を作成する



定時評議員会を決議の省略で行った際は、報告の省略も忘れないようにしてください。

～招集通知の省略について～

理事会を開催する場合、1週間(中7日)前までに各理事及び監事に招集通知を発出する必要があります。理事・監事改選の年度については、理事長の不在期間をできるだけ短くするために、理事長選任の理事会を定時評議員会と同日で行うことが望ましいとされています。同日で行う場合は、1週間前までに招集通知を発出することができなくなるため、招集通知の省略が必要となります。

①同意について

招集通知の省略の同意は、理事・監事全員の同意を得る必要があります。そのため、欠席をする理事・監

事からも同意を得る必要があります。

②同意の方法

同意の方法については法律上の定めはないため、書面、口頭、電話でも構いません。ただし、全員の同意があったことが後日確認できるように、同意の意思表示の書面の保管や、理事会の議事録に当該同意があったことを残しておくことが望ましいとされています。

---利害関係の確認について---

決議の省略を行った際に、議案について特別の利害関係を有する者がいないことの確認が漏れてしまっている事例がいくつかありました。決議の省略を行う際は、提案書に特別の利害関係についての文言を入れる等の方法で、確認する必要があります。また、特別の利害関係に該当する者がいる場合は、決議に参加しなかった旨を議事録に明記する必要があります。忘れずに確認を行うようにしてください。

---監事について---

①選任について

監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、**現監事の過半数の同意を得る**必要があります。重任の場合でも同意は得なくてはなりません。具体的には、議事録に同意があった旨を記載する、同意書をもらうなどして記録として残してください。監事のどちらかが理事会等に欠席した場合は、定時評議員会までに同意を得るようにしてください。

②監事の役割について

今回指導に行った中で、監事の理事会への欠席が多くみられました。監事は、理事の職務の執行や社会福祉法人の業務及び財産の状況について、法人との委任関係に基づき独立性をもって監査できる常設機関であり、**法人運営が適正に行われるための重要な役割**を担っていることから、**理事会への出席義務**があります。（法第45条の18第3項）そのため、開催日時の調整をできるだけ行い、監事全員が理事会に出席できるようにする必要があります。（日程調整を行っても、なお欠席が続く場合は、監事の交代を検討してください。）

これは、理事会・評議員会等の開催を自粛するように求めるものではありません。実地での開催の有無は各法人で判断してください。各法人におかれましては、引き続き国等の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を確認してください。

火災報知器の誤作動に関する相談が寄せられています！

万が一、誤作動により火災報知器が鳴ってしまった場合は、そのまま放置せず、誤作動であることを

119番に速やかに連絡してください。



町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可・指導（トップページ>医療・福祉）

